

静岡県人事委員会は、静岡県人事委員会事務局文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則 1-55

静岡県人事委員会事務局文書管理規則の一部を改正する規則

静岡県人事委員会事務局文書管理規則（静岡県人事委員会規則 1-30）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 文書管理データベース 「しずおかデジタル・オフィス」ネットワークを利用して文書等の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書等の管理に関する事務の処理を行うシステムで<u>経営管理部総務局法務文書課長</u>が管理するものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 文書管理データベース 「しずおかデジタル・オフィス」ネットワークを利用して文書等の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書等の管理に関する事務の処理を行うシステムで<u>経営管理部総務局文書課長</u>が管理するものをいう。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。